

2021年10月1日

J-NET株式会社

新型コロナウイルス感染症の拡大防止における 社員の勤務体制について（第17版）

弊社では、厚生労働省労働基準局より発せられた要請・通達に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策（第10版）について2021年10月1日に公表させていただいております。

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた、緊急事態宣言の発出及びまん延防止等重点措置が、全面解除となりました。

なお、弊社では政府から企業に対しての要請である「テレワーク等の実施による出勤率70%削減」を目指し、10月1日以降も輪番による出勤を前提に、本社及び全営業所の社員を適宜、在宅勤務に振り替えることとします。

引き続き、ご契約いただいておりますお客様及び関係各所の皆様には、ご不便をお掛けしませんよう、最大限の努力で全社取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上